

第十三回 参議院建設委員会會議録第二十五号

昭和二十七年四月十八日(金曜日)午前
十時四十一分開会
出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君

委員 楠瀬 常晴君
深水 六郎君
徳川 宗敬君
松浦 定義君
東 隆君

政府委員

特別調達庁長官 根道 広吉君
建設省道路局長 菊池 明君
建設省住宅局長 師岡健四郎君
事務局側
常任委員 武井 篤君
会専門員 菊池 璋三君
会専門員

本日の會議に付した事件
○日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三条に基づく行政協定の
実施に伴う土地等の使用等に関する
特別措置法案(内閣送付)
○住宅金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣送付)
○道路整備特別措置法案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建
設委員会を開会いたします。
先ず、日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障条約第三条に基づく行政協

定の実施に伴う土地等の使用等に関する
特別措置法案を議題に供します。本
法案に対する政府の御説明を願いま
す。

○政府委員(根道広吉君) 日本国とア
メリカ合衆国との間の安全保障条約第
三条に基づく行政協定の実施に伴う土地
等の使用等に関する特別措置法案提案
の理由の概略を御説明申し上げます。
日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三条に基づいて締結されま
した行政協定によりまして、日本国は
アメリカ合衆国に対し、安全保障条約
第一条に掲げる目的の遂行に必要な施
設及び区域を提供することと相成りま
した。この義務を履行するためアメリ
カ合衆国軍隊の必要とする土地等の使
用又は収用手続については必要な規定を
し、以て条約の遵守と私有の財産権と
の調整を図ることが、この法律案の目
的であります。

アメリカ合衆国軍隊の必要とします
る土地等が民有のものであります。場
合は、日本政府はこれらの所有者又は
権利者と相互の自由意思に基づく賃貸借
若しくは売買等の契約に基づいて土地等
の使用権又は所有権を取得いたしまし
て、これをアメリカ合衆国軍隊に提供
するのが本来の建前でございます。こ
のため日本政府としては所有者又は
権利者との自由意思に基づく契約の締結
のためあらゆる努力をいたす考えでござ
います。これらの努力にもかかわらず
得ずこの法律により目的物を使用又は
収用しうることをいたしまして、条約
上の義務を履行いたしたいと存するの
であります。

この法律を適用して、止むを得ず土
地等の使用、又は収用手続を進める必
要がある場合におきましては、その使
用又は収用の手続の過程において、所
有者等に不安を与え又は財産上の損失
を与える等のごとくならないよう十分留意
することといたしまして、このためこ
れらの点について詳細な規定をしてい
る土地収用法の内容を原則として取入
れることといたした次第であります。
併しながら若干の特例を規定するこ
とが必要且適切であると思われま
す。これらの点を特に規定することと
いたしましたのであります。その主要な点
を申し述べます。土地収用法の規定
する事業の認定手続につきましては、
他の多くの特別法におきましても例外
手続が規定されておるのであります
が、駐留軍の必要とする土地等の使用
又は収用の認定手続についても特例を
規定することといたしました。又駐留
軍の引揚、移転等に伴う土地等の使用
禁止等の結果従来使用中の土地等を、
これらの所有者又は権利者に返還する
場合におきまして、使用中形質を変更
したような場合には、これを原状に復
して相手方に返還するを建前といたし
ますが、原状に復することが著しく困難
であるとか、又は客観的に見て原状に
復することが適正且合理的でないと思
われる場合には、原状に復さないで

返還することができるといたしま
して、原状に復さないことによつて所
有者等に損害を与えた場合はこれを補
償することといたしたのであります。

又建物の返還に際しまして、建物の使
用中その改良のため有益費が費された
ことによりまして、その建物の所有者
等の利得が生じておりましたときは、
利得の存する限度において、利得金を
国に納付させることができるとい
いたしました。なお以上の点について、
政府の決定に不服がある者は内閣総理
大臣に不服の申立をすることができ
る道を開いております。

その他引渡調書の作成について特例
を規定いたしました。その趣旨は、
建物等を所有者又は権利者に返還す
るに際しまして、返還時の建物の状態に
つき双方立会の上、引渡調書を作成し
おき原状回復等について後日紛争が起
ることを防止しようとする趣旨であり
ます。

最後に附則といたしまして、従来連
合国軍の調達要求に基づいて使用中の土
地を平和条約の発効後九十日を経過し
たのち、なお駐留軍が継続して使用す
る必要のものについては、六カ月を限
度として一時使用をなし得ることとい
いたしました。この法律の本則の規
定によりまして、土地等の使用、収用
をなすためには相当期間に亘る準備が
必要でありますので、その経過的措置
として必要な規定をするとともに、損
失補償等については、土地収用法によ
る旨規定いたしました次第であります。

以上がこの法案の提案理由の概略の
御説明であります。何とぞ御審議の上
御可決相成るよう、お願い申し上げま
す。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 本法案に対
する質問はあとにして頂きます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 次に住宅金
融公庫法の一部を改正する法律案を議
題に供します。本法案に対する政府の
御説明を願います。

○政府委員(師岡健四郎君) 只今議題
になりました、住宅金融公庫法の一部
を改正する法律案につきまして、その
理由と法案の概要を御説明申し上げま
す。

御承知のごとく住宅金融公庫は、昭
和二十五年五月設立され、翌六月より
業務を開始して参つたのでございま
す。その後業務の実績を検討し、国民
各位の要望と批判に基づきまして、極力
その業務の改善を行い、第十国会にお
きまして、公庫法の一部改正が行わ
れ、その円滑なる業務の運営が企図さ
れて参つたのでございます。

さて、公庫は、当初貸付資金の全額
を政府出資金及び米国対日援助見返資
金特別会計よりの交付に仰いでおりま
したが、昭和二十六年度より資金運用
部資金を借入れることとなり、このた
めの支払利子と公庫経営の健全性を保
持するため若干の貸付利率の引上げを
余儀なくされるに至りました。同時に
公庫利用者の負担をできるだけ最少
限にとどめると共に更に業務運営につ
き改善を加えるため、早急に住宅金融

公庫法の一部について改正を図る必要が認められるに至つたのであります。

第一に住宅金融公庫の貸付金の財源は、右に述べました如く当初政府出資金と対日援助見返資金特別会計よりの交付によつたのであります。昭和二十七年年度におきましては、国家財政の都合上政府出資金五十億円と資金運用部資金よりの借入金百億円によることになつております。そうして資金運用部からの借入金の利率は、昭和二十六年年度当初におきましては、五分五厘でございましたが、その後年六分六厘に引上げられましたので、公庫の経営上貸付金の利率を現状のままに据置ることが不可能となり、五厘だけ引上げることには止むを得ない次第に相成つたのでございます。

これに伴う公庫利用者の負担の増加を極力軽減し、且つ都市における耐火構造の住宅の建設を助成いたすため、耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅につきましては、償還期間の延長を行いたいと考へるのであります。

第二に公庫業務の経費によりますと、公庫から貸付を受けて住宅を建設しようとするものは、住宅の建設に關しましては殆んど知識に乏しく、且つ経費の少ないものであります。適当な土地の入手や、住宅の建設に關する手續、交渉等に極めて難渋いたして、思わざる損害を蒙つてゐる実例も少なくないのであります。この点に鑑みまして、確実な事業者に直接公庫の資金を融資して、優良な住宅を建て売りさせる途を開きますことは、住宅困窮者の利便と貸付金の使途の適正を図る所以と存するのであります。

第三に公庫はその債権を保全するため、従来公庫の貸付にかかる住宅について、火災保険をつけさせる取扱ひとして参つたのであります。火災以外の災害に対しても、債権保全の万全を期する必要がある、且つこれと共に債務者の負担をできるだけ軽減するため、公庫みずから災害補償契約を締結する途を開きたいと考へております。

なお公庫の申込者は實際貸付を受けることができるものの数倍に及んでおる現状でありまして、その費用も相当高額となりまして、申込者全員につきまして必要最小限度の申込審査手数料を徴収いたしまして、その業務費の一部に繰入れたと考へております。以上住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に關しまして、その主なる点を申上げたのであります。何分よろしくお願いいたします。

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは本法案に対する質問はあとに廻します。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 次に道路整備特別措置法案を議題に供します。この法案につきまして運輸委員会から申入がございまして、朗読いたします。昭和二十七年四月十七日 参議院運輸委員長 山縣 勝見

参議院建設委員長 廣瀬與兵衛君 道路整備特別措置法案について 標記の件について四月十七日開催の運輸委員会において左記の通り要意見を決定いたしましたからよろしく御高配下さるようお願いいたします。

記

この法律案の実施により混合交通の行われる一般公道に有料道路の設けられることは無料公開を基本の建前とする道路法の趣旨に反するもので、運輸委員会においては、道路の新設、改良、維持、修繕の費用は国全体の財政を通じて別途政府が考慮するのが当然で、道路の賃取制度を設けることを好まないが、道路の急速なる整備を企図し差当りの措置としてこの制度を設ける必要あらば、少くとも高速度交通を要素とする近代道路の性質に鑑み、他の高速度交通機関との調整をも考慮し、総合交通政策の一環としての道路政策に基いて施行することを要望する。なおかかる賃取道路の對象となるものについては、隧道及び長大な橋梁のごとく明確なものに嚴格に制限するよう、特に貴委員会において審議の際考慮するよう要望する。

○田中一君 この際局長にお伺ひしたいのは、前年度は五十一億八千万の直轄工事又は補助工事に對する予算を取り、本年度は六十五億三千一百万の予算を取つておられますが、この金額の相違というものはたかゞ十三億くらいのもので、これに對して事業量の点は何のくらい増えているのですか、あなたの見解は……金額の違ひは十三億増加しておりますが、事業に對してはどのくらい増えているのですか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記を始め……

○田中一君 この際局長にお伺ひしたいのは、前年度は五十一億八千万の直轄工事又は補助工事に對する予算を取り、本年度は六十五億三千一百万の予算を取つておられますが、この金額の相違というものはたかゞ十三億くらいのもので、これに對して事業量の点は何のくらい増えているのですか、あなたの見解は……金額の違ひは十三億増加しておりますが、事業に對してはどのくらい増えているのですか。

あなたの見込はですね。○政府委員(菊池明君) 只今のは道路事業の内地的分についてだけの御質問でございますが、御承知のように今年度は舗装費、それから橋梁の整備費というものが著しく増えておられますから、仕事の量として直ちに比較するとは相当困難なのであります。この道路の改修関係だけについて申しますと、約三割くらい増えているのであります。これは値上りの関係から申しますと、殆んど事業量は変わらないといふことになると思ひます。

○田中一君 この法案の提案理由を拝見しますと、道路の整備を促進するといふことを謳つておられるのですが、この道路の整備を促進するのは金を以てするのが一番解決の近道か、或いは技術的な、あなたのほうの技術的な面において解決されるような方法はないか。従つてその促進の反語の、遅延する遅延の原因は何にあるかといふことを御説明願ひたいのです。促進するといふ理由はわかりませんが、促進する方法として予算の増額か、或いは技術の改良といふものか、工夫といふものか、そういうものか、今の遅延されておるといふ原因がどこにあるかといふことを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(菊池明君) 技術の面におきましては改良すべき点はたくさんあります。特に道路につきましては今日まで我が国では余り機械化してやつて行かぬけれども、大いに機械化してやつて行かぬ技術は低下いたしました。それから人間の質等の低下のために仕事の質も落ちました関係もありませんが、それは極力上げるようにしなければならぬ。それから機械化を促進しなければならぬといふことではあります。何しろ機械化の問題にいたしまして、これは機械は余りまだ機械そのものが拡充してありませんので、やはり予算の事業費の高による。それから仕事の量から申しますとどうしてもやはり予算を上げることが先ず第一の問題であると思ひます。

○田中一君 本年度は機械設備費として確か二億円だと記憶しておりますが、二億円の予算を取り、あなたの今希望されておられるところの機械化が多少でも前進するといふ段階に來ておると思ひます。同時に予算においては約十三億の増加になつておられます。内地の工事ですね……。昨年は五十一億八千万円、今年が六十五億三千万円といふことで正しいのでございませう。○政府委員(菊池明君) ええ、そうでございませう。

○田中一君 そうしますと、機械化で以て一応あなたの技術的な御希望を充足し、且つ十三億の予算の増額が見られた。併しながらまだ事業量としては昨年よりも余り足りないといふ御答弁でしたが、それは資金又は資材その他の関係で、それにしてもなお且つ予算と事業との均衡がとれないと、こゝろどうなつておるのか。

○政府委員(菊池明君) まあ概括の数字を申上げておりました、大体舗装等が非常に増えておられるから、ちよつと比較するのが無理なのであります。三割くらい改良、つまり土工だとか橋梁とかで三割くらいということになりますと、大体仕事の量が同じくらいといふふうに見るのであります。

○田中一君 そうしますと、機械化で以て一応あなたの技術的な御希望を充足し、且つ十三億の予算の増額が見られた。併しながらまだ事業量としては昨年よりも余り足りないといふ御答弁でしたが、それは資金又は資材その他の関係で、それにしてもなお且つ予算と事業との均衡がとれないと、こゝろどうなつておるのか。

○田中一君 この昨年ですか、予算案を作成中大蔵当局とは道路政策についてどういふ折衝があつてこれに落ちついたか、その経緯をお話願ひたいと思ふのです。今度の法案について特別会計で十五億の予算を計上してありますね、この十五億はプラスにならなかつたのかどうか。初めから道路予算を計上するときに十五億という特別会計というものを考へて折衝をしたか、さもなければこれは別途に考へて初めからやつたものか、その点を折衝の過程です、或いはあなたのほうの事務当局において考へられたところの予算の増額、あなたが期待するような予算の増額という点についてどういふ経過を経てこれに落ちついたか御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(菊池明君) 我々が折衝いたしました当時は、両方併行に持つて参りました。公共事業費のほうから特別会計によつてやるものを、今年度の分は抜いて折衝をしたわけでありませう。○田中一君 そうしますと当初から大体十五億の特別会計によつてやるものと、一般会計の分と二つに分けて計画されたわけですね、その際一般会計から支出するところの道路予算というものを原案は幾らに見込んであつたか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(菊池明君) これは当初は昨年の夏頃でありませう、その頃はまた特別会計の問題は起きておりませんで、その頃最初の我々の案は四百八十億くらいであつたと思ひますが、そういう線でありましたので、よほど聞きがあつた。それから次に七十億くらいに下げて折衝が押詰められたことがありましたが、その次の段階になつた

ときにこの十五億を分離して折衝したわけでありませう。この十五億も当初は我々は五十億の特別会計であります。○田中一君 もう一点伺ひたいのです、これは先般の運輸委員会からの御質問になつたと思ふのですが、従来直轄工事で施行しておつた箇所をなぜこの特別会計予算に計上しなければならぬのか。従来まで直轄工事として国で直接にやつておつたものをなぜ特別会計の有料にしなければならぬのかと思ひます。直轄工事でやつておつたものを、これを有料道路に切換へなければならぬかという理由です。

○政府委員(菊池明君) これは直轄工事、それから補助工事、実は区別はないのでございませうが、問題はその個所に非常に多額の、今後なお多額の事業費をかけなければ完成しないといふようなものにつつまして、それからもう一つは、そこで有料にして賃金が十分取れて経営して行けるだらうといふものについては有料にしたほうがいゝだらうというわけで、関門とか、それから戸塚の跨線橋とかいふものを取上げたわけでありませう。

○田中一君 本年度は十五億の特別会計で有料道路を建設する、将来これが一般会計というものの支出を、改良又は補修、そういう程度にとどめて、ことごとく有料道路に、新線並びに並行線は有料道路にするようなときが来た場合にはあなたどうお考えになりますか。そのほうがあなたの方として、事業がたくさんできていゝのじやないかというお考えですか。それとも考え方が、もつとます、改良並びに修理

を除いたこの並行線又は新線に対してはことごとく有料道路で行くという考へ方を持ち得るかどうか、その場合にはあなた当分の責任者としてどういふ考へを持つておるか、伺ひたいと思ひます。

○政府委員(菊池明君) これは当初に御説明申しましたように、我々としてはできるだけ普通の道路は有料にしたくないのでありませう、今後直轄のものからどれもこれもというように取上げる気持はございませぬ。まあ大きな橋梁とか、トンネルとかいふようなものを主として取上げるという方針であることは間違ひございませぬ。

○田中一君 本年度はたかゞ十五億で、四百何十億から七十億に折衝は縮された。そのうちに十五億の特別会計を持つて行くこと、結局落着いたのですけれども、併しこの有料道路というものをどゞ作ることも可能なんです。若し国に予算がないといふならば、国の融資その他によつて有料道路で以て道路の整備といひますか、これを促進して行くといふことは可能なんです。併しそういうような政策を将来とも道路局はおとりになるのかどうか、今成るべくとらないのだとおつしやるのですけれども、それが可能なんです。予算上できなければ、大蔵省がそれでは今後どうしたほうがいい、国の財政上から見てそのほうがいい、というふうな考へ方にならば、従つてそういうふうな考へ方になります。その場合に根本的な道路政策というものはどこに基本的なものを置いて考へられるか、もう一遍その点を道路行政の面から御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(菊池明君) 恐らく大蔵省当局はこういう制度が認められませうと、公共事業費の枠が非常に圧迫を受けた際に、できるだけこの特別会計のほうに廻して、公共事業費のほうを削るというふうな方向に行きやせんかと、私も心配しております。決してそれは我々の道路政策を担当するものとして好ましい方向ではないのでありまして、特殊なものとして申しては言い過ぎかも知れませぬが、やはり或る個所に、非常にかかるものだけに限定したいといふふうには我々は思つております。将来といへども道路は無料で通すといふ、この道路法の建前を堅持して行きたいと思つております。

○委員長(廣瀬與兵衛君) ちよつと速記をとめて。
午前十一時十六分速記中止
午前十一時四十八分速記開始
○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記を始め。屋からは取りやめます。月曜日の午前十時から委員会を開会いたしました。そのときに来週のスケジュールを決定いたします。本日はこれを以て散会いたします。
午前十一時四十九分散会

昭和二十七年四月三十日印刷

昭和二十七年四月三十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁